ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局
Miyagi Labour Bureau
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/

Press Release

報道関係者各位

令和４年 10 月４日（火）
【照会先】
宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長　菅原　武
労働衛生専門官　武田栄治
（電話番号）０２２−２９９−８８３９

無災害記録証及び建設事業無災害表彰状の伝達式を行います

宮城労働局（局長 小林 健）は、令和４年度全国労働衛生週間準備期間中に、無災害記録を達成した事業場及び全工期を通じ業務上の災害が発生しなかった建設工事現場に対して、下記により、無災害記録証授与内規（別添１）及び建設事業無災害表彰内規（別添２）に基づく厚生労働省労働基準局長による無災害記録証及び表彰状の伝達式を行います。

記

１　日　時　令和４年 10 月５日（水）午前 10 時 30 分から
２　場　所　仙台第四合同庁舎１階　自衛隊宮城地方協力本部 会議室
（仙台市宮城野区鉄砲町１番地）
３　対象事業場
別表のとおり

（別添１）

無災害記録証授与内規

(1)　無災害記録証授与内規

（沿革）昭和 27 年 10 月 18 日労働省基発第 732 号の 2
昭和 28 年 6 月 15 日労働省基発第 457 号改正
昭和 32 年 5 月 23 日労働省基発第 426 号改正
昭和 36 年 4 月 25 日労働省基発第 382 号改正
昭和 39 年 4 月 16 日労働省基発第 493 号改正
昭和 42 年 8 月 10 日労働省基発第 3 号改正
昭和 43 年 8 月 12 日労働省基発第 507 号改正
昭和 50 年 2 月 17 日労働省基発第 87 号改正
昭和 58 年 3 月 25 日労働省基発第 153 号改正
昭和 62 年 12 月 26 日労働省基発第 728 号改正
平成元年 11 月 28 日労働省基発第 623 号改正

第 1 条　事業場において第 3 条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第 2 条　この内規は、労働安全衛生法施行令第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の適用を受ける事業を除く）、卸売･小売業（労働安全衛生法施行令第 2 条第 2 号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第 3 条　無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録までの 5 段階とする。

2　第 1 種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第 1 から別表第 5 までの通りとする。

ただし、労働者数が 100 人未満の事業場については、昭和 58 年 3 月 31 日以前に記録を起算した者に対し、別表第 3 に掲げる時間数を適用するものとする。

3　第 2 種無災害記録の時間数は、第 1 種無災害記録時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は、第 2 種無災害記録時間数の 5 割増、第 4 種無災害記録時間数は、第 3 種無災害記録時間数の 5 割増、第 5 種無災害記録時間数は、第 4 種無災害記録時間数の 5 割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が 100 万時間未満のものについては端数を 5 万時間単位に、また、100 万時間を越えるものについては端数を 10 万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第 3 種から第 5 種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる 1 段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第 4 条　前条第 2 項の規定にかかわらず、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)　年間完成工事高 250 億円以上の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数を適用すること。

(2)　年間完成工事高 250 億円未満の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数の 2 分の 1 を適用すること。

2　前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第 5 条　無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2　前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3　無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第 6 条　無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第 7 条　厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があって、第 4 条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。

（無災害記録証授与内規の別表第１）抜粋

業種 ＼ 記録時間数（万時間） ＼ 労働者数	記録を起算した年月 62年4月以降	
	100人未満	100人以上
変圧器類製造業（通信機用を除く）	350	700
開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業	350	700
電気溶接機製造業	350	700
その他の産業用電気機械器具製造業（車両用・配線用を含む）	260	520
電球・電気照明器具製造業	－	－
電球製造業	350	700
通信機械器具・同関連機械器具製造業	350	700
電気計測器製造業	350	700
その他の電気機械器具製造業	300	590
一次電池（乾電池・湿電池）製造業	330	650
輸送用機械器具製造業	240	470
自動車・同付属品製造業	270	540
自動車製造業（三輪および二輪自動車を含む）	350	700
自動車車体・付随車製造業	200	400
自動車部分品・付属品製造業	200	390
鉄道車両・同部分品製造業	320	480
自転車・同部分品製造業	120	240
船舶製造・修理業・舶用機関製造業	150	300

（別添２）

建設業無災害内規

（沿革）昭和 31 年 3 月 14 日　労働省基発第 129 号
昭和 42 年 1 月 19 日　労働省基発第 50 号改正
昭和 42 年 8 月 10 日　労働省基発第 3 号改正
昭和 43 年 8 月 12 日　労働省基発第 507 号改正
昭和 50 年 2 月 17 日　労働省基発第 87 号改正
昭和 58 年 3 月 25 日　労働省基発第 153 号改正
平成 3 年 12 月 5 日　労働省基発第 685 号改正
平成 11 年 9 月 1 日　労働省基発第 519 号改正

（目的）

第１条　この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この内規は、事業の期間（以下「工期」という。）が予定されている事業であって、労働基準法別表第１第３号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が１６０万円以上のものに適用する。

（表彰状授与）

第３条　厚生労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。）が発生しなかった事業場に様式第１号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であっても労働基準法施行規則別表第２身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第４条　厚生労働省労働基準局長は、前条第１項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事業が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附　則

この内規は平成 11 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。

別表

無災害記録証授与事業場

	事業場名	無災害記録種類
1	トヨタ紡織東北株式会社　宮城工場	第１種無災害記録　（390万時間）

建設事業無災害表彰事業場

	事業場名	工事名称
1	株式会社武山興業	阿武隈川水系内川等災害復旧（内川・新川工区）工事
2	株式会社武山興業	朝日地区外道路改良工事
3	株式会社熊谷組　東北支店	（仮称）仙台徳洲会病院移転新築工事
4	鹿島建設株式会社　東北支店	CKD東北工場クリーンルーム拡張工事
5	株式会社小野良組	面瀬川河川災害復旧工事（その3）